

共感融資（通常）募集要項

I 融資概要

1. 融資対象の事業

- 融資対象事業領域は、環境・地域活性・農林水畜産業・福祉・教育・人権等で、当財団が信頼関係としている社会関係性資本の増大につながる事業とします。
- 融資対象は、日本国外での事業を含みます。
- 特定の政党を支援する事業、政治主張の広報を目的とする事業、布教を目的とする事業は、当財団活動の趣旨に反するため、融資の対象になりません。

2. 融資枠

- 融資金額は最大 300 万円です。
- 融資期間は最大 25 ヶ月(返済回数 24 回)です。
- 当財団の融資を完済した実績がある融資申請者は、完済後、新たな融資を受ける際に、完済の状況をふまえて、借入金の上限が拡大または縮小する可能性があります。

3. 無利子、無担保、無保証融資の内容について

- 貸付金利は発生しませんが、融資申請者は、社会関係性増幅ならびに社会問題解消促進のため、可能な限り無償で、各々が社会問題解決のために有する知見を提供していただきます。
また、当該融資対象事業の支援を行う「信頼責任者（以下、「信頼責任の仕組み」「信頼責任者」についてはⅢ章を参照）」を 3 名以上立てていただきますが、融資申請者の情報とかかる知見、信頼責任者の情報と知見は、財団データベースに登録されます。融資期間中ならびに融資終了後、その全部または一部が開示されると共に、これにより自動的に他団体の同内容の閲覧が可能になるという相互活用に参加します。
- 第三者による保証は必要ありません。
- 物的担保は必要ありません。
- 貸付金額返済の遅滞があった場合には、遅延金を申し受けることがあります。

II 融資申請資格

1. 融資対象の主体

- 融資対象の主体は、個人および法人とします。
- 法人につきましては、特定非営利活動法人、一般社団法人、株式会社など、形態を問いません。
- 法人格のない任意団体については、代表者個人を対象といたします。
- 当面、対象は、日本法人、日本国民、日本に永住権を有する人に限ります。

2. 申込資格（融資申請者、信頼責任者共通）

融資申請者および信頼責任者の全部または一部が、次の条項に該当する場合、申請いただけません。

- 銀行取引停止処分を受けている方または不渡りを出した方で、その解消後3年を経過していない方
- 民事再生・会社更生・破産・会社整理の終了後3年を経過していない方
- 反社会的行為者または関係者
- 刑事事件または社会的、道義的信用が失墜するような行為を行った方、その他信頼を破壊する行為を行ったと信頼資本財団が判断する方
- 税金等を滞納している方
- 粉飾決算等、虚偽の申告指摘を行政より受け、その解消後3年を経過していない方
- その他信頼資本財団が不相当と判断した方

3. 融資申請者の義務

審査を経て、融資対象先として選ばれた場合、融資申請者は、以下の条項を厳守していただくことになります。

- 「信頼責任者の仕組み」について、十分に理解し、信頼責任者を 3 名以上立て、支援をしていただけるよう、密に事業報告ならびに連絡を行うこと。
- 貸付金額の返済は、条件の通りに行うこと。

- 融資対象事業の進捗について、毎月10日までに当財団に事業報告を提出すること。当財団より、毎月これに対する助言を行います。
- 当財団の融資は、社会問題を解消し、知恵知見を共有しあうことでその解消を促進し、社会関係性が資本になる相互扶助社会を目指す方向性への賛同・共感を前提としているため、融資申請者は、目指す社会に向けての学びや関係性を深めるため、毎年、京都で開催する「信頼デイ」または、各地で開催する「信頼ギャザリング」、オンラインで開催する「SHINRAI TALKS(シンライトークス)」いずれかに、年1回以上参加すること。
※当企画には、共感融資・共感助成先の代表や信頼責任者、当財団社会事業塾生、当財団応援者、役員、フェロー、職員等が参加します。
※開催日につきましては、ウェブサイト内「[年間予定スケジュール](#)」をご確認ください。
- 1章3項にある自らの知見が、融資期間中ならびに融資終了後、当財団の情報管理関連規則に従って行う、その一部又は全部の開示、同意を得た上での相互活用に同意すること。
- 融資実行中に代表者が変更となる場合には、交代の予定が分かり次第速やかに当財団に連絡すること。交代後1週間以内に各種申請書および証明書と共に当財団に届出ること。（申請書および証明書の詳細は当財団にお問合せください。）再審査を行い、場合によっては即時一括返済をお願いすることがあります。
- 融資期間中に信頼責任者が退任する場合には、退任の予定が分かり次第速やかに融資申請者・信頼責任者本人の双方から当財団へ、信頼責任者の退任希望とその理由および退任日を連絡すること。退任により信頼責任者総数が3名に満たなくなる場合は、退任日から1ヶ月以内に新たな信頼責任者を立て、各種申請書・証明書を提出すること。期間内に信頼責任者総数3名を満たすことができない場合や再審査の結果、即時一括返済をお願いすることがあります。
- 融資対象事業の計画に大幅な変更が予想される場合には、速やかに当財団に計画変更を届出ること。再審査を行い、場合によっては、一括返済をお願いすることがあります。

III 信頼責任の仕組みについて

1. 信頼責任の仕組みの内容

- 社会関係性が資本になる相互扶助社会を目指す当財団の融資事業において重要な意味合いを持つ「信頼責任の仕組み」とは、社会関係性の増幅に資する事業を行う申請事業の成長、融資申請者の事業家としての成長や債務の返済を支援する道義的責任を負う「信頼責任者」によって、申請事業の進捗の円滑化をはかり、結果的に社会問題の解決をはかる制度を指します。
- 信頼責任者は、金銭貸借におけるいわゆる「保証人」には当たりません。したがって、当財団に対し融資金額を弁済する法的義務を負うものではありません。
- 融資申請者は、社会関係性資本をもって、最低3名の信頼責任者を立てる必要があります。
- 融資申請者に当財団が不適切と判断する行動がある場合や、申請事業に問題が生じ信頼責任者の関与が必要と当財団が判断した場合、その他必要に応じて当財団は信頼責任者と連絡をとりあうことがあります。
- 信頼責任者は、融資期間中に信頼責任者を退任する場合、融資申請者と退任の予定について相談し、融資申請者・信頼責任者本人の双方から当財団へ、退任希望とその理由および退任日を連絡する必要があります。
- 信頼責任者が、退任、あるいは死亡や当財団からの連絡がとれなくなるなど、その責任を果たすことが不可能になったと当財団が判断することにより、総数3名以上という条件を満たさなくなった場合、融資申請者は新たな信頼責任者を立て、常に3名以上の信頼責任者に支援していただく必要があります。

2. 信頼責任者の要件

- 社会関係性の増幅に資する事業を行う申請事業の成長、融資申請者の事業家としての成長や債務の返済を支援する道義的責任を負ってくださる方。
- 当財団の融資は、社会問題を解消し、知恵知見を共有しあってその解消を促進し、社会関係性が資本になる相互扶助社会を目指す方向性への賛同・共感を前提としているため、目指す社会に向けての学びや関係性を深めるため、毎年、京都で開催する「信頼デイ」または、各地で開催する「信頼ギャザリング」、オンラインで開催する「SHINRAI TALKS(シンライトークス)」いずれかに、年1回以上参加していただける方。
※当企画には、共感融資・共感助成先の代表や信頼責任者、当財団社会事業塾生、当財団応援者、役員、フェロー、職員等が参加します。
※開催日につきましては、ウェブサイト内「[年間予定スケジュール](#)」をご確認ください。
- 1章3項にある自らの知見が、融資期間中ならびに融資終了後、当財団の情報管理関連規則に従って行

う、その一部又は全部の開示、同意を得た上での相互活用に同意できる方。

- 下記の方は、信頼責任者となることはできません。
融資対象団体の役員、従業員、支配的株主、その他これに準じる方
代表者ならびに上記の方の親族、姻族を含めて3親等以内の方
未成年の方
その他、当財団が不適切と判断した方
- 上記の要件を満たせば国籍は問いませんが、当面、日本国民、または日本に永住権を有する人に限らせていただきます。

3. 信頼責任者の権利と義務(要件で求めていることを除く)

- 信頼責任者は、融資申請者が完済した時点で、ご自身が当融資を申請される場合、その審査のうち適性の点において考慮されます。
- 当財団は、信頼責任者の方の情報の利用について、信頼責任者の方に協力を求めることがあります。
- 信頼責任者は、契約期間中の6ヶ月に1度ならびに融資完済時、融資申請者への応援や当該融資事業への所感を当財団の示す所定用紙に書いて提出してください。
- 信頼責任者は、「信頼責任者申込書」に記載の登録情報に変更があった際は、速やかに融資申請者ならびに当財団に連絡してください。

IV 申請と審査の流れ

1. 募集時期

- 融資審査は、原則年に2回(春・秋を予定)に行います。
- 申請受付は、当財団のサイト内で告知を行います。

2. 申請

- 必ず、本サイトの「[融資相談・申請フォーム](#)」からお申込みください。
- フォームからのお申込後に、必要書類をご提出ください。
※必要書類詳細は【別紙1】をご覧ください。

3. 審査方法

- 融資審査は、融資審査委員会で厳正に行います。
- 審査は、書類審査、事業実施現場審査(あるいはオンラインによって事業実施地とつないでの審査)、面接審査、最終書類審査があります。
- 申請に必要なすべての審査書類が揃い次第、審査に入ります。
- 面接審査を通過した後、信頼責任者3名以上の必要書類をご提出いただきます。
- 信頼責任者の書類を含むすべての書類が揃ったところで最終書類審査を行います。
※必要書類詳細は【別紙1】をご覧ください。
- 最終審査通過後、契約を締結し、融資を実行いたします。

V その他

1. 社会事業相談会の開催

- 社会事業相談会を年に2回(春、秋予定)を開催します。
- 共感融資等への申請を検討されている場合は、社会事業相談会への参加をお勧めしています。

2. 情報公開

- 申請にともない提供された情報や審査の様子は、融資申請者の同意を得て公開されることがあります。

【本募集要項に関する問い合わせ先】

公益財団法人信頼資本財団 事務局
〒602-8024 京都市上京区室町通丸太町上る大門町 253 番地 風伝館
TEL:075-275-1330 (平日 9:00-18:00) FAX:075-275-1340
E-mail : info@shinrai.or.jp

【別紙1】

◆申請書類

- 本サイトの「[融資相談・申請フォーム](#)」からお申し込みいただいた後に、当財団からフォーム受付確認のメールをお送りします。受付完了メールが届きましたら、以下の書類をご提出ください。
- ご提出は、おもにメール添付のかたちでいただきますが、一部郵送書類があります。なお、メール添付可能な書類でも添付が難しいと判断される場合は、郵送していただいても結構です。
- 融資対象の主体が法人の場合と、個人の場合で必要な書類が異なりますので、ご注意ください。
- 様式を指定している書類は、当財団ウェブサイト「[共感融資](#)」概要ページからもダウンロードいただけます。
- 法人格のない団体でのお申込みは個人扱いとなります。

1. 法人の場合

1) 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

発行から3ヶ月以内の原本をご提出ください。

2) 財務諸表

決算書、申告書、勘定科目明細書を各直前3期分

立ち上げたばかりの法人で財務諸表がない場合は、代表者の所得や資産を証明する書類

3) [事業内容説明書【提出様式1】](#)

4) 添付資料

<様式1 事業内容説明書>で説明しきれない場合のみご提出ください。

(添付資料例)

- 市場調査結果
- 商品やサービスの詳細、その特徴(使用設備などがある場合はそれらの説明等)
- 売上・経費・投資等の融資返済期間満了までの数値計画(詳細)
- 製造・販売の計画と根拠
- 経費分析表
- 事業推進上の課題とリスク、対応策 など

5) [資金繰り表【提出様式2】](#)

決算月の翌月から借入直前および借入時から返済時までの資金繰り表

6) 会社案内、商品やサービスの概要パンフレットなど

2. 個人の場合

1) 確定申告書の写し、源泉徴収票など個人の所得を証明する書類

直前3年分

2) 融資申請者本人の公的証明書の写し

運転免許証、パスポート、その他写真つきの公的証明書の写しいずれか1つをご提出ください。

健康保険証など写真付きでないものは別途ご提出いただく書類がありますので当財団にご連絡ください。

3) 融資申請者が団体や企業の代表を務める場合の資料

当該団体・企業の概要、財務状態がわかる資料(直近3期分)

4) [事業内容説明書【提出様式1】](#)

5) 添付資料

<様式1 事業内容説明書>で説明しきれない場合のみご提出ください。

(添付資料例)

- 市場調査結果
- 商品やサービスの詳細、その特徴(使用設備などがある場合はそれらの説明等)
- 売上・経費・投資等の融資返済期間満了までの数値計画(詳細)
- 製造・販売の計画と根拠
- 経費分析表
- 事業推進上の課題とリスク、対応策 など

6) [資金繰り表【提出様式2】](#)

申請月の3ヶ月前から借入直前および借入時から返済時までの資金繰り表

◆面接審査通過後、最終書類審査前提出書類

- 「IV 申請と審査の流れ」の一連の手続きを経て、融資先として決定した場合、以下の書類をご提出ください。
- 様式を指定している書類は、当財団ウェブサイト「[共感融資](#)」概要ページからもダウンロードいただけます。
- 融資先決定通知から2ヶ月以内に書類をご提出いただけない場合、融資認定は無効となります。
- ご提出は、おもにメール添付のかたちでいただきますが、一部郵送書類があります。なお、メール添付可能な書類でも添付が難しいと判断される場合は、郵送していただいても結構です。

(1) 郵送でお送りいただく書類

- 印鑑証明書
融資申請者および信頼責任者それぞれの印鑑証明書。発行から3ヶ月以内の原本をご提出ください。

(2) メールでお送りいただく書類

1) [社会に還元できる知恵申請書【提出様式3】](#)

融資申請者をご記入ください。

2) [信頼責任者申込書【提出様式4】](#)

信頼責任者が、それぞれご記入ください。

3) [「相互扶助関係増幅のための企画」参加同意書](#)

融資申請者・信頼責任者が、それぞれご記入ください。

4) 公的証明書の写し

融資申請者・信頼責任者それぞれの運転免許証、パスポート等、その他写真付きの公的証明書の写し
いずれか1つをご提出ください。

健康保険証など写真付きでないものは別途ご提出いただく書類がありますので当財団にご連絡ください。
融資申請者が個人の場合、信頼責任者の分のみご提出ください。

5) 写真等 各種データ

- 当該事業のロゴ
- 当該事業を紹介する写真
- 融資申請者の写真
- それぞれの信頼責任者の写真

※5 の各種データは、当財団サイトに掲載する当該事業に関するページ作成のために必要なデータです。ページ作成の際に写真のサイズ等を変更することがあります。

(最終書類審査後の流れ)

- 提出書類が全て整った時点で、「金銭消費貸借契約書」を締結します。本契約書(2通作成)に、融資申請者、信頼責任者全員の署名および実印の捺印、当財団の署名および捺印を行います。
- 全ての書類に不備がないことを確認し、契約条件に沿って融資を実行します。

【提出書類についての注意事項】

- メールで書類をお送りいただく際は、拡張子が txt、doc、xlsx、pdf、pptx のいずれかであることを確認して作成・ご提出ください。
- 融資申請および契約に係る全ての書類について、筆記具で記入する際は、温度変化や摩擦でインクが消えない筆記具で必要事項を書き入れてください。

【書類提出宛先】

● 郵送の場合

〒602-8024

京都府京都市上京区室町通丸太町上る大門町 253 番地

公益財団法人 信頼資本財団 行

※「共感融資申請書類在中」とお書き添えください。

● メールの場合

各申請書類データをメールに添付し、信頼資本財団事務局 <info@shinrai.or.jp>宛にお送りください。

以上